

平成 28 年度版

瑞浪市の環境

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日実績)



目次

第1章 瑞浪市の概況

- 1. 市勢概要 1
- 2. 公害等に関する苦情 1

第2章 大気環境

- 1. 大気汚染 3
- 2. 瑞浪市の状況 3
- 3. 大気環境測定 3
 - ① 二酸化硫黄 (SO₂) 4
 - ② 浮遊粒子状物質 (SPM) 5
 - ③ 風向・風速 6
 - ④ 光化学オキシダント 7

第3章 水環境

- 1. 水質汚濁 8
- 2. 瑞浪市の状況 8
- 3. 土岐川水系河川水質調査 8
 - ① 竜吟湖流入水の水質変化 13
 - ② 竜吟湖余水吐の水質変化 14
 - ③ 土岐川(県神川合流前)の水質変化 15
 - ④ 土岐川(和合)の水質変化 16

第4章 土壌環境

- 1. 土壌汚染 17
- 2. 瑞浪市の状況 17
 - ① 一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査 17

第5章 騒音・振動

- 1. 騒音・振動問題 18
- 2. 瑞浪市の状況 18
- 3. 環境騒音定点観測 18
- 4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況 21
- 5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況 22

第6章 悪臭

- 1. 悪臭問題 23
- 2. 瑞浪市の状況 23

第7章 廃棄物処理

- 1. 廃棄物問題 24
- 2. 瑞浪市の状況 24
- 3. 資源集団回収事業に対する奨励金交付状況 27
- 4. 生ごみ堆肥化装置に対する補助金交付状況 27

資料

第1章 瑞浪市の概況

1. 市勢概要

瑞浪市（以下「本市」という。）は、岐阜県の南東部に位置し、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のある街です。現在は、東西に国道19号、中央自動車道、JR中央本線が走り、南北には東海環状自動車道が中央自動車道に接続しており、交通アクセスに大変恵まれています。また、面積の70%を山林が占め、緑豊かな自然を有した環境となっています。

本市は、豊かで快適な自然環境を保全・創造するため、平成11年12月に「瑞浪市環境基本条例」を制定しました。そして、平成14年3月には「瑞浪市環境基本計画」、平成25年3月には「第二次瑞浪市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割の基に協働して環境保全活動に取り組んでいます。

2. 公害等に関する苦情

平成27年度に環境課に寄せられた苦情件数は、合計74件で、その他を除いて件数が多かったものは、大気に関する苦情でした。大気では、野焼きについての苦情が多く、田園地域の住宅地化など、地域環境の変化などが原因と思われます。このほか、近年は、あき地に繁茂する雑草や犬・猫の飼育マナーなど、市民生活に関する苦情が、増加傾向にあります。

表1. 過去5年間の苦情件数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
大気※ ¹	18	23	18	11	14
水質	17	18	13	8	4
土壌	0	1	0	0	1
騒音・振動	0	2	3	1	1
悪臭	6	11	4	2	4
不法投棄	62	58	43	35	10
その他※ ²	112	78	131	104	40
合計	215	191	212	161	74

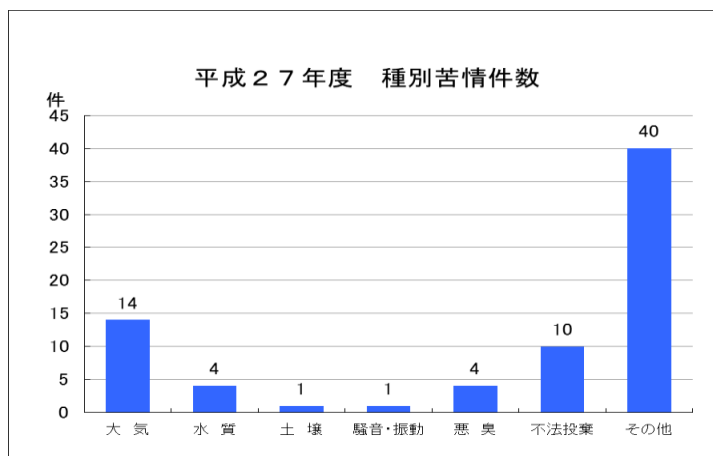
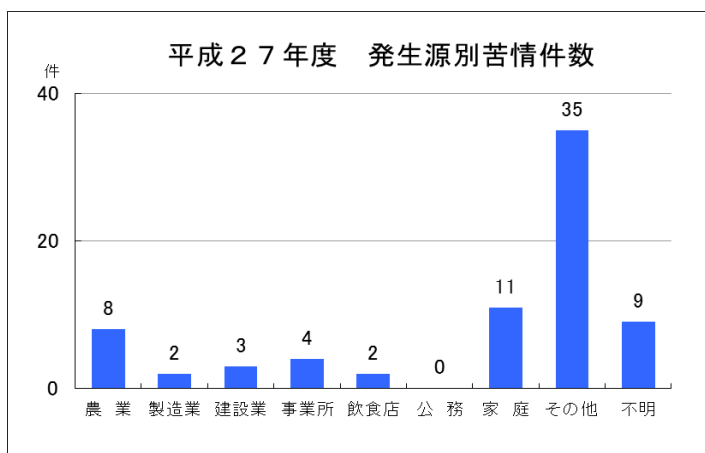
※1 野焼きに関する苦情を含む。

※2 あき地に繁茂する雑草、動物の飼育マナー、動物の死骸処理等。

表 2. 発生源別の苦情件数（平成 27 年度）

種 別	発生源										計
	農 業	製 造 業	建 設 業	事 業 所	飲 食 店	公 務	家 庭	そ の 他	不 明		
大 気	8	0	2	1	0	0	2	0	1	14	
水 質	0	0	0	1	0	0	0	1	2	4	
土 壌	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
騒音・振動	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
悪 臭	0	2	0	1	0	0	1	0	0	4	
不法投棄	0	0	1	0	0	0	8	1	0	10	
その他	0	0	0	1	2	0	0	※32	5	40	
計	8	2	3	4	2	0	11	35	9	74	

※うち空き地に繁茂する雑草：27件、動物の死骸処理5件



第2章 大気環境

1. 大気汚染

大気汚染の原因物質は、工場や事業場から排出される煙や自動車の排気ガスに含まれている硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、一酸化炭素（CO）や粉じんなどの有害物質です。また、大気中に放出された窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される光化学オキシダントも大気汚染の原因となります。

近年は、規制の強化、工場や事業場における公害対策により、大規模な大気汚染の発生は、見られませんが、突発的な事故や、光化学オキシダントによる被害等の防止に努める必要があります。

2. 瑞浪市の状況

本市では、大規模な大気汚染の被害は、報告されていませんが、野焼きに関する苦情が13件寄せられました。家庭ごみ等の野焼きは、法律で禁止されていますので、警察と連携を取りながら、大気の保全に努めています。

3. 大気環境測定

本市では、岐阜県と協力して市役所に設置された大気環境測定器により、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向・風速の常時観測を行っています。

また、岐阜県では多治見市笠原町の測定局で東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市）の光化学オキシダント濃度、県内12ヶ所（東濃地域では多治見市、恵那市）で空間放射線量を測定しています。

① 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄（SO₂）とは、化石燃料の燃焼に伴って発生する無色・刺激性の強いガスで、目や粘膜質、気道に対する刺激作用があります。

環境基準では、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であることとされています。

平成27年度に環境基準を超えた日はありませんでした。

表3. 平成27年度 二酸化硫黄濃度の測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

項目 月	有効測定 日数 (日)	非有効測定 日数 (日)	1時間値 の月平均 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 の日平均値 の最高値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
4	30	0	0.003	0.008	0.005	0	0
5	31	0	0.005	0.011	0.007	0	0
6	30	0	0.004	0.012	0.007	0	0
7	31	0	0.004	0.013	0.006	0	0
8	31	0	0.005	0.013	0.008	0	0
9	30	0	0.003	0.011	0.006	0	0
10	31	0	0.003	0.006	0.004	0	0
11	30	0	0.002	0.005	0.003	0	0
12	31	0	0.002	0.006	0.003	0	0
1	31	0	0.002	0.008	0.004	0	0
2	29	0	0.003	0.006	0.004	0	0
3	31	0	0.003	0.007	0.005	0	0
合計	366	0	—	—	—	0	0

表4. 過去5年間の二酸化硫黄濃度の経年変化（1時間値の年平均値）

年度 測定箇所	H23	H24	H25	H26	H27	平均
瑞浪市役所 (ppm)	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.0036

※計測期間：当該年度の4月1日から3月31日まで

② 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）とは、自重で落下せず、大気中で浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいい、自動車等の排気ガスに含まれます。吸入すると気道や肺胞に沈着し、人の健康に影響を与えることがあります。

環境基準では、1時間値の1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることとされています。

平成27年度に環境基準を超えた日はありませんでした。

表5. 平成27年度 浮遊粒子状物質測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

項目 月	有効測定 日数 (日)	非有効測定 日数 (日)	1時間値 の月平均 (mg/m^3)	1時間値 の最高値 (mg/m^3)	1時間値 の日平均値 の最高値 (mg/m^3)	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数 (時間)	日平均が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)
4	30	0	0.016	0.073	0.031	0	0
5	31	0	0.016	0.047	0.032	0	0
6	30	0	0.017	0.076	0.041	0	0
7	31	0	0.015	0.060	0.032	0	0
8	31	0	0.018	0.062	0.042	0	0
9	30	0	0.011	0.044	0.024	0	0
10	31	0	0.015	0.060	0.036	0	0
11	30	0	0.009	0.082	0.027	0	0
12	31	0	0.008	0.051	0.017	0	0
1	31	0	0.007	0.038	0.020	0	0
2	29	0	0.008	0.061	0.033	0	0
3	31	0	0.011	0.047	0.027	0	0
合計	366	0	—	—	—	0	0

表6. 過去5年間の浮遊粒子状物質の経年変化（1時間値の年平均値）

測定箇所 年度	H23	H24	H25	H26	H27	平均
瑞浪市役所 (mg/m^3)	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013	0.014

※計測期間：当該年度の4月1日から3月31日まで

③ 風向・風速

本市（市役所周辺）では、年間を通して北東風、西風がよく吹き、秋から春にかけてわずかに風が強くなります。

表 7. 平成 27 年度 風速測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

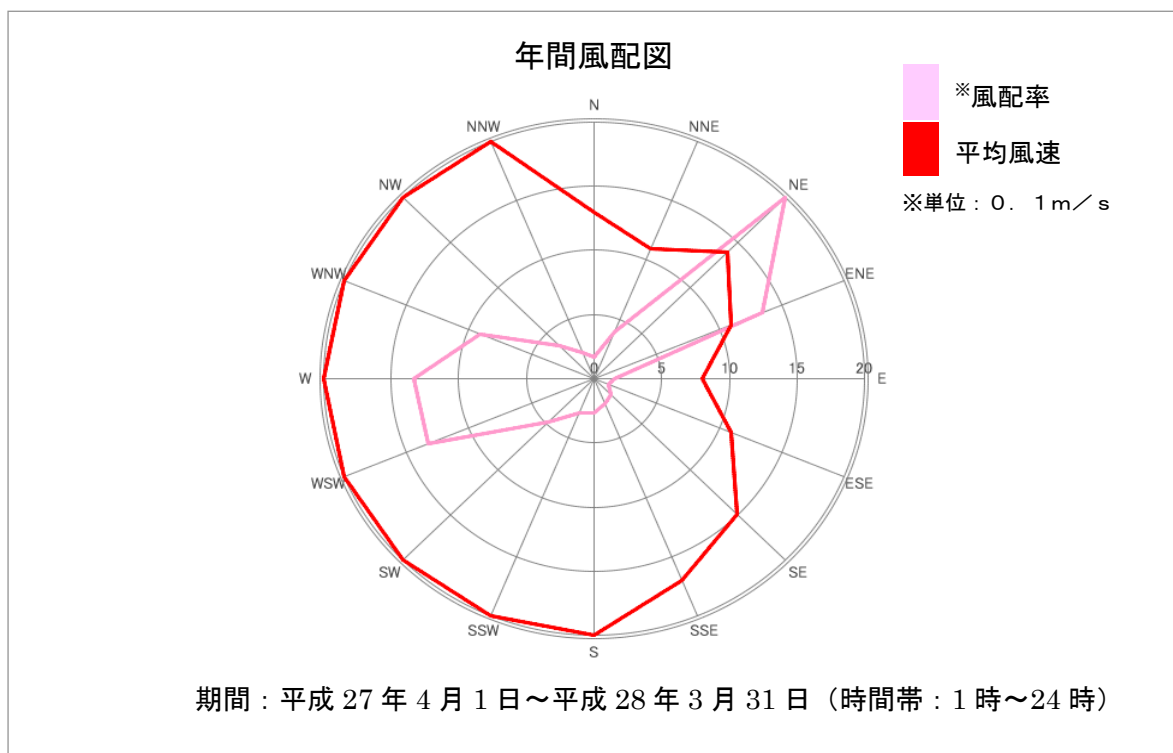
	H27												平均
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H28			
1 時間値の平均値 (m/s)	1.7	1.8	1.5	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.4	1.5	1.8	1.9	1.6
1 時間値の最高値 (m/s)	6.7	6.7	6.3	5.4	5.6	7.3	8.8	7.6	8.3	7.4	8.6	6.9	—
1 時間値の最低値 (m/s)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—

※風速 0.7～1.7m：風向きは煙がなびくのでわかる。

風速 1.8～3.3m：顔に風を感じる。

風速 3.4～7.4m：砂埃がたつ。

風速 7.5～9.8m：葉のある樹木が揺れ始める。



※風配率：風向の出現頻度を百分率で表したもの

④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素などが、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質です。光化学オキシダントが発生しやすい気象条件は、日差しが強く、風が弱く、気温が高い日です。

光化学オキシダントが高濃度になると、目の刺激、のどの痛みあるいは呼吸困難といった被害が発生することがありますが、ほとんどが比較的軽症で一過性のものです。

環境基準は 0.06ppm となっており、1 時間値が 0.1ppm を越えると光化学スモッグ予報が発令され、0.12ppm を超えると光化学スモッグ注意報が発令されます。

予報・注意報が発令された場合は、外出をできるだけ避け、屋外での活動を控えてください。目や喉などに刺激を感じた場合は、洗眼やうがいをするとともに、最寄りの保健所に連絡してください。平成 27 年度は、東濃西部地域において光化学スモッグ予報・注意報は発令されていません。

表 8. 平成 27 年度 光化学スモッグ予報・注意報発令状況（測定場所：笠原測定局）

	基準値	発令日
予 報	0. 10ppm 以上	なし
注意報	0. 12ppm 以上	なし
警 報	0. 40ppm 以上	なし

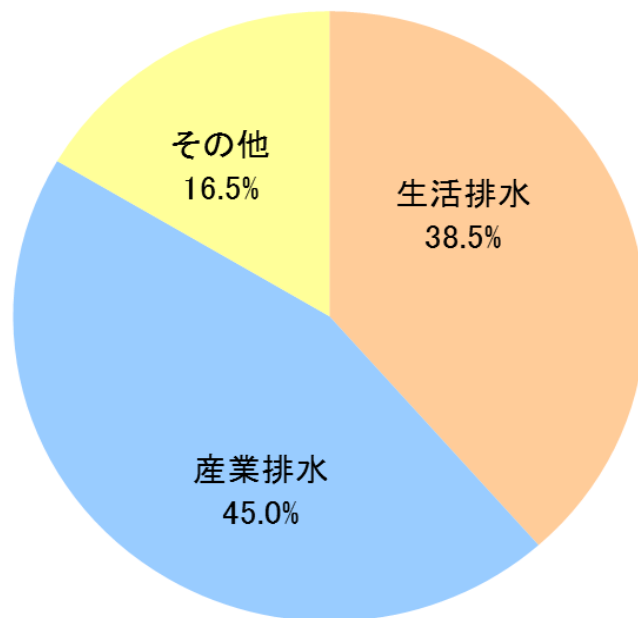
第3章 水環境

1. 水質汚濁

高度成長時代（昭和40年代）、河川汚染の原因は、事業系排水でした。その後、法律で厳しく規制されたことにより、近年では、水質は大きく改善されています。現在、問題になっているのは、規制のない私たちが毎日排出する生活雑排水です。なかでも、台所からの排水が一番の汚染源と言われています。

近年では、ダイオキシン類等による地下水汚染が全国的な問題になるなど、新たな問題も発生しています。

河川の汚濁原因



※ 平成27年度版
岐阜県環境白書より

2. 瑞浪市の状況

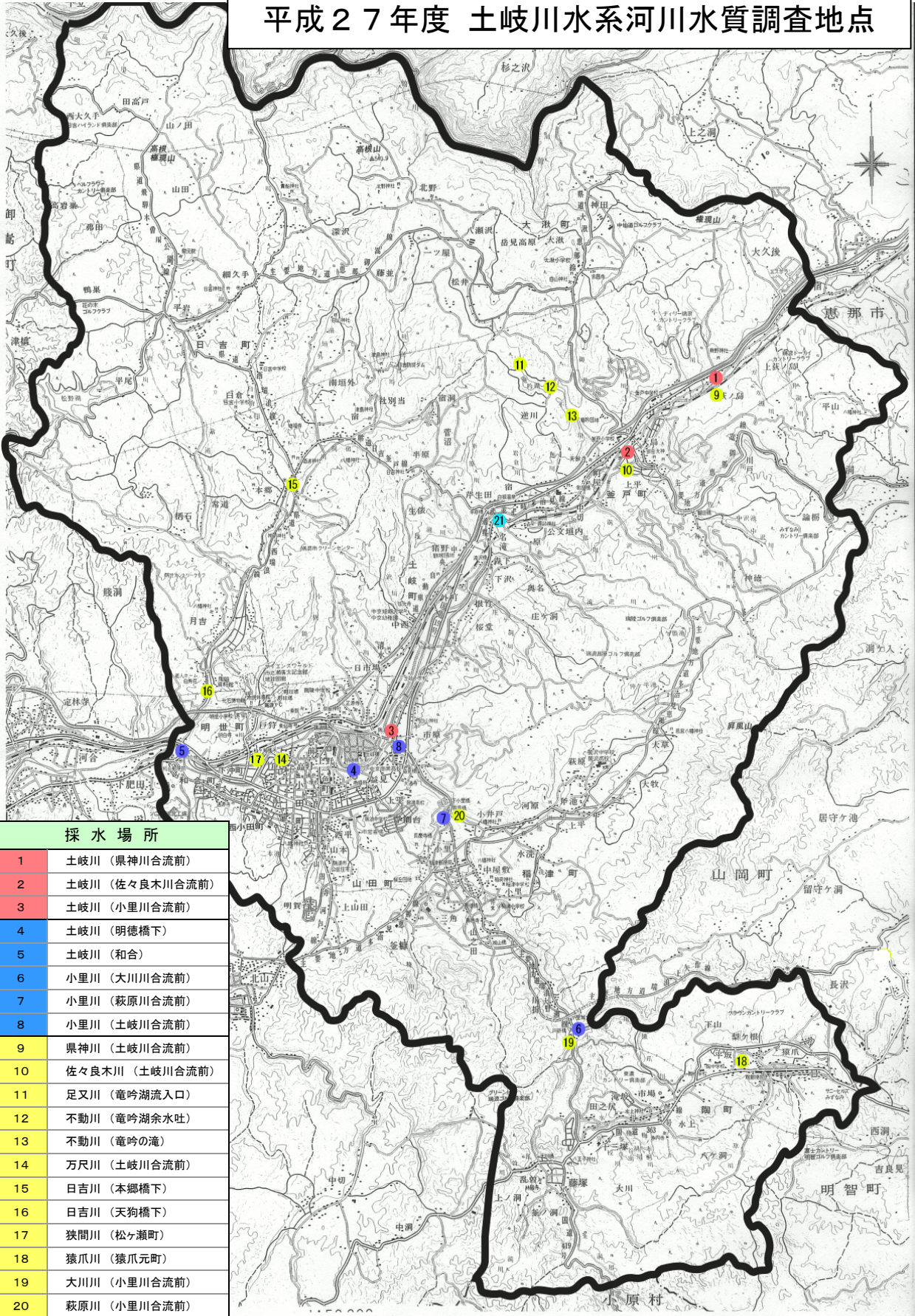
土岐川は、かつて白濁していましたが、水質汚濁防止法の施行や汚水処理技術の進歩、汚水排出元である工場等の努力により、水質はたいへん改善され、白濁する前の土岐川になっています。

本市では、生活排水対策として、公共下水道・農業集落排水の整備、および合併浄化槽の設置補助を行い、水質の改善に取り組んでいます。

3. 土岐川水系河川水質調査

本市では、河川の水質を監視するため、毎年、土岐川水系河川の水質検査を実施しています。平成27年度は、21箇所で行った生活環境項目等11項目（一部13項目）の水質検査を、夏期・冬期にそれぞれ1回ずつ実施しました。また、神明水（釜戸町にある湧水池）で12項目の水質検査を1回実施しました。

平成27年度 土岐川水系河川水質調査地点



採水場所	
1	土岐川（県神川合流前）
2	土岐川（佐々良木川合流前）
3	土岐川（小里川合流前）
4	土岐川（明徳橋下）
5	土岐川（和合）
6	小里川（大川川合流前）
7	小里川（萩原川合流前）
8	小里川（土岐川合流前）
9	県神川（土岐川合流前）
10	佐々良木川（土岐川合流前）
11	足又川（竜吟湖流入口）
12	不動川（竜吟湖余水吐）
13	不動川（竜吟の滝）
14	万尺川（土岐川合流前）
15	日吉川（本郷橋下）
16	日吉川（天狗橋下）
17	狭間川（松ヶ瀬町）
18	猿爪川（猿爪元町）
19	大川川（小里川合流前）
20	萩原川（小里川合流前）
21	平岩川（日吉町平尾）
22	神名水

表9. 土岐川水系河川水質調査結果（平成27年8月5日（水） 天候 当日：晴れ 前日：晴れ）

調査箇所		項目	pH	SS	透視度	COD	BOD	DO	大腸菌群数	ABS	塩素イオン	全窒素	全リン	アンモニ ア性窒素	クロロフィ ル a
				(mg/l)	(cm)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(μg/l)
土岐川(小里川 合流点より上流)	1 土岐川（県神川合流前）	8.1	1.6	100<	2.1	1.8	9.5	24,000	0.05	2.9	0.73	0.06			
	2 土岐川（佐々良木川合流前）	7.8	1.2	100<	2.6	1.9	8.5	35,000	0.03	3.8	1.0	0.07			
	3 土岐川（小里川合流前）	8.7	1.4	100<	3.3	2.6	9.8	4,900	0.08	2.6	0.74	0.07			
環境基準 A類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—	—	—	—	
土岐川(小里川 合流点より下流)	4 土岐川（明德橋下）	8.7	2.4	100<	2.3	2.2	8.2	24,000	0.06	2.4	0.89	0.04			
	5 土岐川（和合）	8.2	1.8	100<	2.9	2.7	10	17,000	0.05	3.1	0.86	0.09			
小里川	6 小里川（大川川合流前）	7.4	2.6	100<	3.0	2.2	8.3	54,000	0.06	2.3	1.4	0.07			
	7 小里川（萩原川合流前）	8.2	2.8	100<	2.3	2.1	7.3	160,000	0.06	2.6	0.55	0.04			
	8 小里川（土岐川合流前）	7.9	3.0	100<	2.3	3.0	9.7	54,000	0.09	2.6	0.93	0.05			
環境基準 B類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	3 以下	5 以上	5,000 以下	—	—	—	—	—	—	
その他の支流	9 県神川（土岐川合流前）	7.3	1.6	100<	13	2.4	6.7	160,000	0.06	32	6.2	0.03			
	10 佐々良木川（土岐川合流前）	7.3	1.6	100<	2.5	2.7	9.0	7,900	0.03	1.2	0.84	0.05			
	11 足又川（竜吟湖流入口）	7.3	1.0	100<	3.9	3.1	11	92,000	0.08	2.0	1.2	0.06			
	12 不動川（竜吟湖余水吐）	7.3	2.4	96	3.6	2.2	7.8	160,000	0.09	1.5	1.4	0.03	0.11	0.002	
	13 不動川（竜吟の滝）	7.1	2.2	100<	2.3	2.5	8.4	92,000	0.05	1.6	1.1	0.05	0.09	0.002 未満	
	14 万尺川（土岐川合流前）	7.6	1.6	100<	3.2	2.5	10	7,900	0.05	1.8	0.58	0.05			
	15 日吉川（本郷橋下）	7.5	2.8	100<	4.4	3.3	9.1	24,000	0.07	1.3	0.98	0.08			
	16 日吉川（天狗橋下）	7.6	3.2	100<	4.8	2.0	9.2	24,000	0.10	1.4	0.82	0.10			
	17 狭間川（松ヶ瀬町）	7.9	1.2	101<	3.0	3.9	10	92,000	0.05	11	0.62	0.11			
	18 猿爪川（猿爪元町）	7.4	2.0	100<	5.5	2.3	8.8	160,000	0.05	2.0	0.98	0.08			
	19 大川川（小里川合流前）	7.2	2.2	100<	4.3	2.0	8.4	24,000	0.06	1.8	1.2	0.03			
	20 萩原川（小里川合流前）	7.7	1.8	100<	2.9	2.0	7.3	24,000	0.06	1.7	0.94	0.06			
21 平岩川（日吉町平尾）	7.5	1.6	100<	4.4	3.4	8.9	160,000	0.07	2.4	1.1	0.10				
類型指定なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

表 10. 土岐川水系河川水質調査結果（平成 28 年 2 月 8 日（月） 天候 当日：晴れ 前日：晴れ）

調査箇所		項目	pH	SS	透視度	COD	BOD	DO	大腸菌群数	ABS	塩素イオン	全窒素	全リン	アンモニ ア性窒素	クロロフィ ル a
				(mg/l)	(cm)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(μg/l)
土岐川(小里川 合流点より上流)	1 土岐川（県神川合流前）	7.2	1.2	100<	1.4	2.5	11	800	0.03	3.1	1.2	0.05			
	2 土岐川（佐々良木川合流前）	7.2	1.1	100<	1.5	2.8	10	1,700	0.03	3.0	1.0	0.04			
	3 土岐川（小里川合流前）	7.0	1.6	100<	1.4	2.6	11	1,300	0.04	4.7	0.95	0.03			
環境基準 A類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—	—	—	—	
土岐川(小里川 合流点より下流)	4 土岐川（明徳橋下）	7.1	6.4	100<	1.3	2.2	10	1,300	0.05	4.0	0.92	0.03			
	5 土岐川（和合）	7.2	3.2	100<	1.4	2.5	10	3,300	0.07	4.4	1.4	0.06			
小里川	6 小里川（大川川合流前）	7.0	1.6	100<	3.0	4.2	9.2	2,300	0.10	3.8	1.1	0.03			
	7 小里川（萩原川合流前）	7.2	1.4	100<	1.8	2.6	9.6	2,300	0.05	4.1	0.86	0.03			
	8 小里川（土岐川合流前）	7.0	4.0	100<	2.3	2.9	11	800	0.04	4.5	1.0	0.04			
環境基準 B類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	3 以下	5 以上	5,000 以下	—	—	—	—	—	—	
その他の支流	9 県神川（土岐川合流前）	6.9	2.8	100<	12	6.2	10	2,300	0.05	23	6.6	0.02			
	10 佐々良木川（土岐川合流前）	7.1	1.2	100<	1.0	2.1	11	800	0.05	1.4	0.89	0.03			
	11 足又川（竜吟湖流入入口）	7.0	5.6	100<	1.6	2.9	11	800	0.06	3.5	1.4	0.01			
	12 不動川（竜吟湖余水吐）	7.0	8.0	100<	3.0	4.6	9.0	1,300	0.05	3.5	0.84	0.03	0.05 未満	0.034	
	13 不動川（竜吟の滝）	6.9	4.4	100<	4.7	5.2	9.4	1,700	0.05	3.6	0.84	0.02	0.05	0.017	
	14 万尺川（土岐川合流前）	7.3	2.8	100<	3.2	4.4	11	1,300	0.06	3.6	0.82	0.01			
	15 日吉川（本郷橋下）	7.1	1.2	100<	1.7	3.1	11	1,700	0.08	3.1	1.3	0.03			
	16 日吉川（天狗橋下）	7.1	1.6	100<	1.8	3.2	11	2,300	0.09	3.1	0.90	0.03			
	17 狭間川（松ヶ瀬町）	6.9	1.0	100<	3.5	4.8	9.8	800	0.06	12	0.40	0.01 未満			
	18 猿爪川（猿爪元町）	7.0	4.0	100<	1.5	3.6	8.5	4,900	0.09	4.1	1.3	0.14			
	19 大川川（小里川合流前）	7.0	1.0	100<	2.8	3.6	10	2,300	0.07	3.1	0.73	0.02			
	20 萩原川（小里川合流前）	7.0	1.0	100<	1.2	2.7	9.8	4,900	0.06	3.4	1.1	0.06			
21 平岩川（日吉町平尾）	6.9	1.0	100<	2.7	3.7	10	2,300	0.07	3.7	2.2	0.03				
類型指定なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

表 1 1. 神明水の水質検査結果（平成 2 7 年 8 月 5 日（水） 天候 当日：晴れ 前日：晴れ）

項 目	測 定 値	水道水における基準値※
水温（℃）	26.9	—
pH	8.1	5.8～8.6
塩化物イオン（mg/l）	17	200以下
亜硝酸性窒素（mg/l）	0.01未満	10以下
硝酸性窒素（mg/l）	0.01未満	10以下
全有機炭素(TOC)（mg/l）	0.5未満	5以下
鉄及びその化合物（mg/l）	0.07	0.3以下
濁度（度）	0.5	2以下
色度（度）	1.0未満	5以下
味	異常なし	異常でないこと
臭気	硫黄類臭	異常でないこと
大腸菌群数（MPN/100ml）	2,300	検出されないこと
一般細菌(CFU/ml)	52	100以下

pH、大腸菌群数以外は、河川、湖沼の環境基準はありません。

※神明水は飲料水ではありませんが、参考までに水道水質検査項目による基準値と比較しています。

① 竜吟湖流入水の水質変化

竜吟湖流入水の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

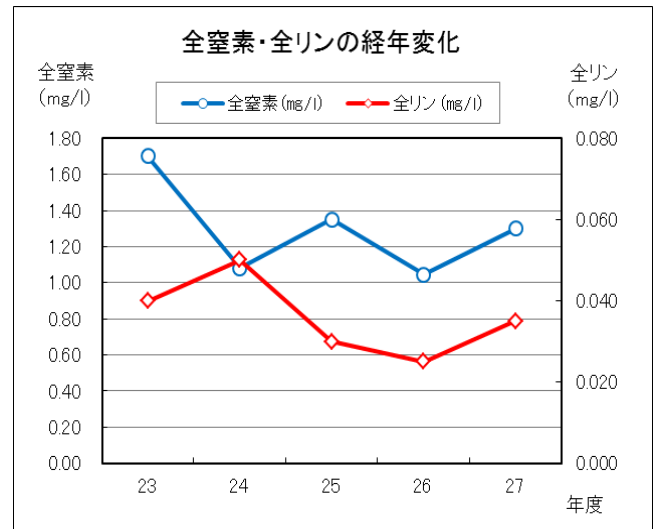
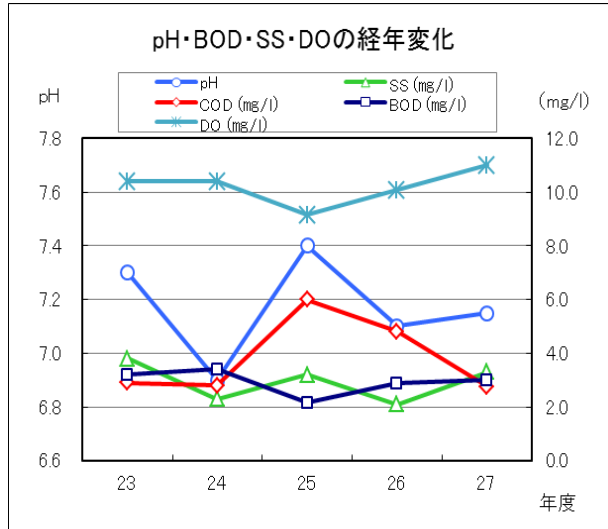


表 1 2. 竜吟湖流入水の水質経年変化（年 2 回調査の平均値）

項目	項目	H23	H24	H25	H26	H27
	pH	7.3	6.9	7.4	7.4	7.2
	SS (mg/l)	3.8	2.3	3.2	3.2	3.3
	BOD (mg/l)	2.9	2.8	6.0	2.15	2.8
	COD (mg/l)	3.2	3.4	2.15	6.0	3.0
	DO (mg/l)	10.4	10.4	9.15	9.15	11.0
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3,600	1,045	12,850	12,850	46,400
	ABS (mg/l)	0.10	0.13	0.075	0.075	1.30
	塩素イオン (mg/l)	3.9	4.1	3.55	3.55	0.035
	全窒素 (mg/l)	1.70	1.08	1.35	1.35	7.2
	全リン (mg/l)	0.040	0.050	0.03	0.03	3.3

② 竜吟湖余水吐の水質変化

竜吟湖余水吐の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

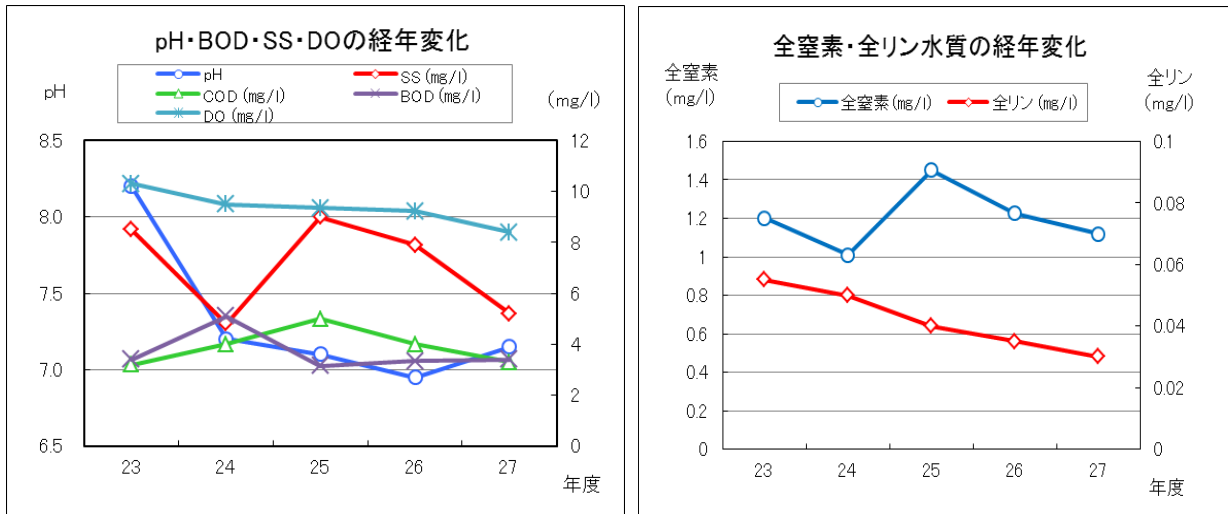


表 1 3. 竜吟湖余水吐の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
pH	8.2	7.2	7.1	7.0	7.2
SS (mg/l)	8.5	4.8	9.0	7.9	5.2
BOD (mg/l)	3.4	4.0	5.0	3.325	3.3
COD (mg/l)	3.2	5.1	3.15	4.0	3.4
DO (mg/l)	10.3	9.5	9.35	9.225	8.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	10,150	12,850	4,200	3,750	80,650
ABS (mg/l)	0.13	0.11	0.18	0.12	1.12
塩素イオン (mg/l)	3.7	3.6	3.4	3.0	0.03
全窒素 (mg/l)	1.2	1.01	1.45	1.23	7.2
全リン (mg/l)	0.055	0.050	0.04	0.035	5.2

③ 土岐川（県神川合流前）の水質変化

土岐川（県神川合流前）の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

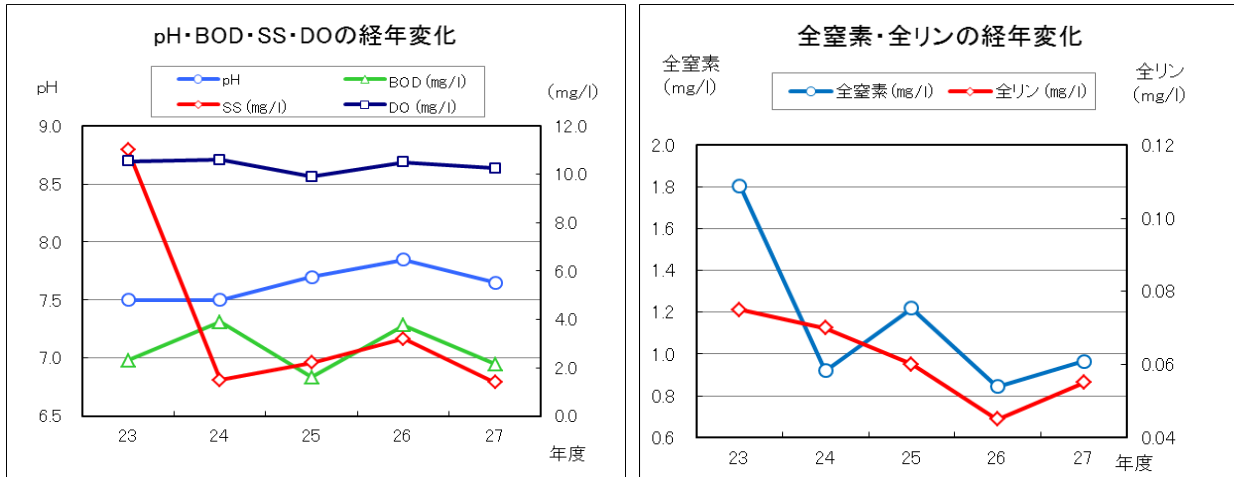


表 1 4. 土岐川（県神川合流前）の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
pH	7.5	7.5	7.7	7.9	7.7
SS (mg/l)	11	1.5	2.2	3.2	1.4
BOD (mg/l)	2.3	1.9	2.8	3.8	1.8
COD (mg/l)	1.7	3.9	1.6	2.1	2.15
DO (mg/l)	10.6	10.6	9.9	10.5	10.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	3,600	2,350	3,600	4,600	12,400
ABS (mg/l)	0.12	0.13	0.07	0.04	0.04
塩素イオン (mg/l)	6.4	7.0	4.6	5.5	3.0
全窒素 (mg/l)	1.8	0.92	1.22	0.85	0.97
全リン (mg/l)	0.075	0.070	0.06	0.05	0.06

④ 土岐川（和合）の水質変化

土岐川（和合）の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

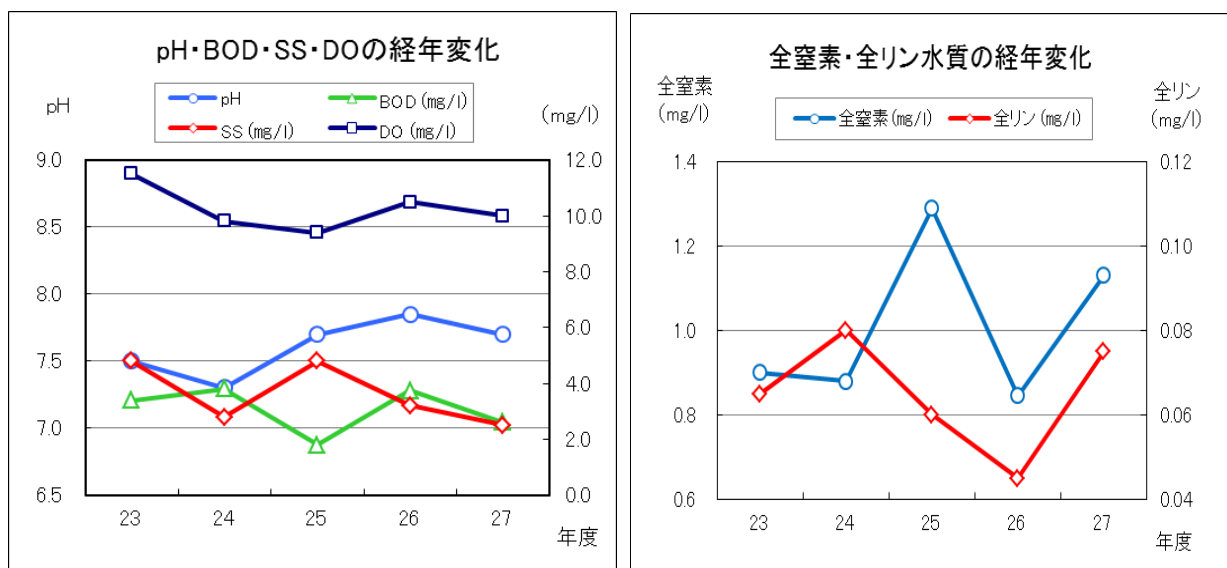


表 1 4. 土岐川（和合）の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
pH	7.5	7.3	7.7	7.9	7.7
SS (mg/l)	4.8	2.8	4.8	3.2	2.5
BOD (mg/l)	3.4	2.2	4.5	3.8	2.2
COD (mg/l)	2.3	3.8	1.8	2.1	2.6
DO (mg/l)	11.5	9.8	9.4	10.5	10.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,100	5,150	10,450	4,600	10,150
ABS (mg/l)	0.14	0.14	0.10	0.04	0.06
塩素イオン (mg/l)	6.9	7.1	4.8	5.5	3.8
全窒素 (mg/l)	0.90	0.88	1.29	0.85	1.13
全リン (mg/l)	0.065	0.080	0.06	0.05	0.08

第4章 土壤環境

1. 土壤汚染

土壤環境は、大気環境や水環境と密接な関係があり、物質循環や生態系の維持に欠くことの出来ない重要な機能を有しています。

土壤汚染の多くは、鉱山や工場等からの排水による水質汚濁や、ばい煙等による大気汚染に伴って発生します。

2. 瑞浪市の状況

①一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査

本市では、瑞浪市クリーンセンターと瑞浪市衛生センターにおいて、毎年ダイオキシン類検査を実施しています。いずれの施設からも、基準値を超えるダイオキシン類は、確認されていません。

表14. 一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査結果

施設名	測定箇所	測定値	基準値
瑞浪市クリーンセンター (H27.9.10～H27.10.6 測定)	1号炉排ガス	0.15 ng-TEQ/ m ³ _N	5 ng-TEQ/ m ³ _N
	2号炉排ガス	0.27ng-TEQ/ m ³ _N	5 ng-TEQ/ m ³ _N
	ばいじん	2.3ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry
	燃えがら	0.00035ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry
瑞浪市衛生センター (H27.10.27 測定)	排ガス	0.011ng-TEQ/ g-dry	10 ng-TEQ/ g-dry
	燃えがら	0.0023 ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry

第5章 騒音・振動

1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感をいだかせるような「好ましくない音」、「望ましくない音」のことをいいます。主なものとして、工場・事業場騒音、建設業騒音、自動車騒音、鉄道・飛行機等の騒音があります。また、近年では、カラオケ等による深夜営業店舗の騒音や、日常生活による近隣騒音も問題となっています。しかし、騒音問題には、心理的要因が強く影響し、個人の受け取り方に大きな差があるため、規制することが困難な感覚的公害といえます。

振動の原因は、多くの場合、騒音の発生元と同一です。振動は、工場の生産活動や自動車の通行等によって発生し、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

2. 瑞浪市の状況

平成27年度に環境課に寄せられた騒音・振動に関する苦情件数は1件でしたが、住宅地近隣においては、わずかな騒音・振動が、生活に影響を与えることがあるため、特に配慮が必要です。

3. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内4箇所における環境騒音定点観測を実施しています。平成27年度の測定結果は以下のとおりでした。

表15. 環境騒音定点観測の結果

測定地点	都市計画法の用途地域	環境基準の類型	測定日時		等価騒音レベル (dB)*	環境基準 (dB)
瑞浪市役所	第2種住居地域	B	10月27日	9:00～9:10	60.8	55
				13:30～13:40	61.7	
瑞浪市浄化センター	準工業地域	C	10月27日	9:40～9:50	58.7	60
				14:00～14:10	55.5	
土岐町12番地の1	商業地域	C	10月27日	10:20～10:30	64.0	60
				14:35～14:45	62.8	

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

表 16. 道路近傍騒音測定の結果

① 測定地点情報

測定地点	瑞浪市上野町 3 丁目 94 番地	都市計画法の用途地域	商業地
騒音規制法の区域区分	第3種規制区域	道路種別	都道府県道
路線名	県道上山田寺河戸線	道路構造	平面
車線数	2 車線	低騒音舗装の有無	なし
遮音壁の有無	なし	住居等からの距離	1m
車道端からの距離	4m		

② 道路状況調査結果(平成 27 年 10 月 28 日)

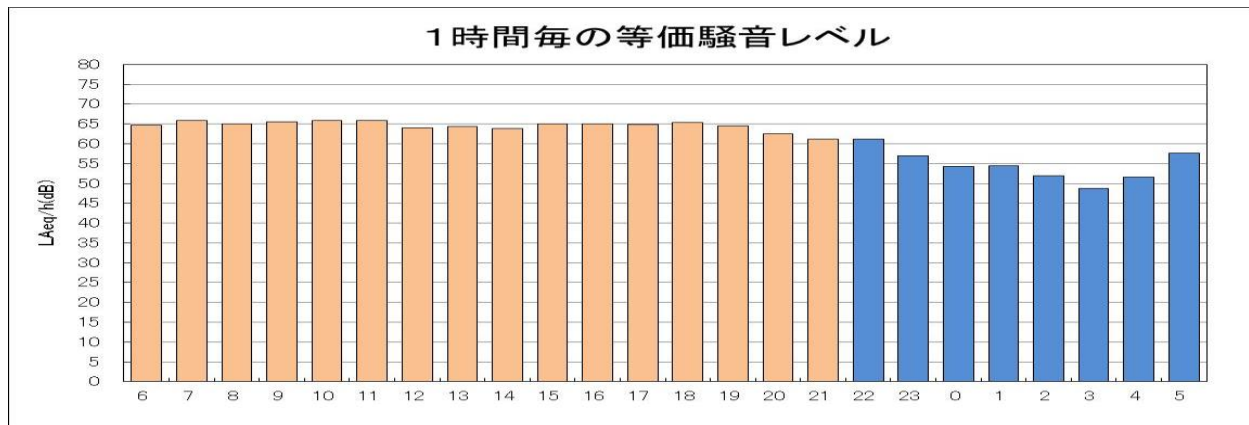
測定時刻	測定側車線 10 分間の交通量				反対側車線 10 分間の交通量				等価騒音レベル (dB)	後背地 [※] の等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
	大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪			
9:30	0	1	24	0	4	2	15	0	67.5	58.8	65
16:20	1	1	25	2	1	0	15	0	65.9	58.1	65
22:10	0	0	4	0	0	0	10	0	60.8	56.1	60
23:10	0	0	3	0	0	0	4	0	57.7	49.2	60

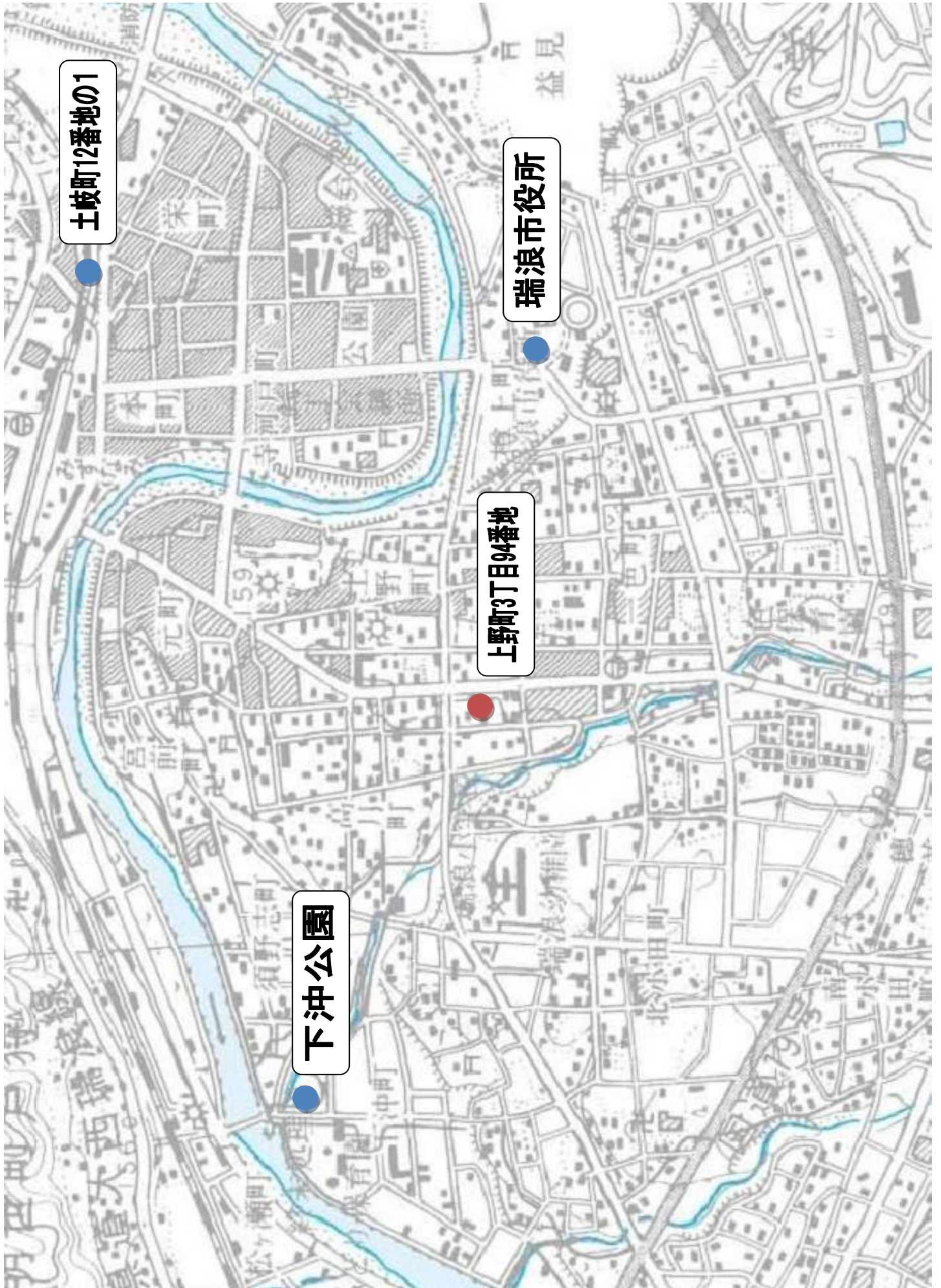
※ 車道端から 64m 地点

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したものの。

③ 24 時間測定結果(平成 27 年 10 月 28 日～10 月 29 日)

測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)
6～7	60.7	12～13	64.8	18～19	65.5	24～1	51.7
7～8	65.2	13～14	63.3	19～20	64	1～2	56.2
8～9	64.6	14～15	64.5	20～21	62.9	2～3	39.8
9～10	63.4	15～16	64.0	21～22	61.8	3～4	41.5
10～11	63.7	16～17	65.2	22～23	60.3	4～5	46.3
11～12	65.6	17～18	64.9	23～24	55.9	5～6	56.6





土岐町12番地の1

瑞浪市役所

上野町3丁目94番地

下沖公園

4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況

騒音・振動に係る特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料13, 14）を言います。また、岐阜県では岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています（資料15）。規制区域内において、これらの特定施設を設置する工場又は事業場は、本市への届出が必要です。

平成27年度末までに、本市に設置されている騒音・振動に係る特定施設を設置している工場等の実数は、以下のとおりです。

表17. 騒音規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	7
2. 空気圧縮機	43
3. 土石用破砕機	86
4. 織機	0
5. 建設用資材製造機械	7
6. 穀物用製粉機	0
7. 木材加工機械	12
8. 抄紙機	0
9. 印刷機械	12
10. 合成樹脂用射出成型機	0
11. 鋳造型機	0
合計	167

表18. 振動規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	5
2. 圧縮機	28
3. 土石用破砕機等	60
4. 織機	0
5. コンクリート・ブロック・マシン	5
6. 木材加工機械	1
7. 印刷機械	4
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成型機	0
10. 鋳造型機	0
合計	103

表19. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械研磨機	1
2. 空気圧縮機及び送風機	10
3. 窯業焼成炉用バーナー	34
4. 繊維機械 撚糸機	0
5. 紙工機械	1
6. 合成樹脂用粉碎機	3
7. 高速切断機	3
8. 走行クレーン	7
9. クーリングタワー	14
10. 冷凍機	9
11. タイル成型用プレス	0
合計	82

5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音・振動に係る特定建設作業とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料16、17）を言います。規制区域内において、これらの特定建設作業を行う事業者は、本市への届出が必要です。

平成27年度中に本市で行われた特定建設作業は、以下のとおりです。

表20. 騒音規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0
3. 削岩機を使用する作業	4
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	4
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	1
合計	14

表21. 振動規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	8
合計	9

第6章 悪臭

1. 悪臭問題

悪臭とは、「人に不快感・嫌悪感を与えるもので、生活環境を損なう恐れのある臭い」と定義され、その成分は数十万種類に上ります。

悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など22種類の物質について基準値を設定して規制しています。しかし、各物質の濃度が基準値内であっても、それらが混ざった複合臭が問題になることもあります。また、臭いは、人によって感じ方に違いがあるため、規制をすることが非常に難しい問題です。

2. 瑞浪市の状況

本市において寄せられる悪臭苦情は、野焼き等に関する生活苦情と、製造業や畜産事業所等の臭気に関する苦情の2種類に大別されます。

野焼きに関する苦情には、法律で禁止されていない農業に関わる野焼きもあり、生活習慣の違いが根底にあるものと思われます。都市化に伴い、地域のつながりが薄れつつありますが、お互いへの配慮と地域でのコミュニケーションが大切になってきます。

製造業や畜産事業所等からの臭気について、要望があれば、環境課で特定悪臭物質の濃度測定を行うことが可能です。畜産事業所の臭気対策については、岐阜県等や本市家畜診療所の協力を得て、以下の点について一層の対策を講じるように指導しています。

- ① ふん尿の排出・運搬時の適正な処置、ふん尿の処理・堆肥化に係る脱臭設備等の改善。
- ② 事業所内の清掃及び周辺環境美化の推進。

第7章 廃棄物処理

1. 廃棄物処理問題

日本の廃棄物排出量は、大量生産・大量消費が進んだ高度経済成長期を通して、生活様式の多様化とともに大幅に増加しました。その伸びは、オイルショックで一時的に減少したものの、バブル期に再び増加に転じ、現在に至っています。政府は、廃棄物排出量の増加を食い止め、循環型社会を形成するための各種廃棄物対策関連法を制定し、廃棄物排出量の削減・リサイクルを推進しています。

2. 瑞浪市の状況

本市では、ごみ減量とリサイクル推進のため、ごみの出し方出前講座、マイバッグ使用の推奨、ごみ処理施設の見学会、生ごみ堆肥化装置等購入補助金、集団資源回収奨励金など、様々な対策を行っています。

平成27年度のごみ処理総量は14,991tで、前年度比で2.2%減少しました。家庭からの一人一日当りのごみ排出量は707gで、前年度より10g減少しました。一般廃棄物における事業系並びに家庭からのごみが、減少する結果となりました。

瑞浪市の家庭ごみ処理量

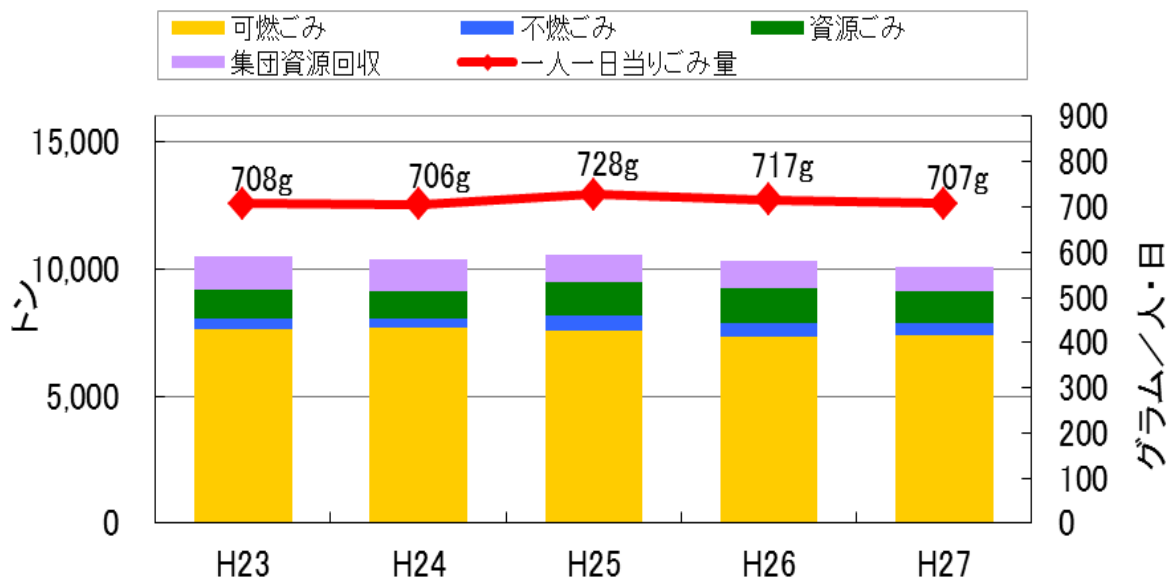


表 2.2. 可燃ごみ・不燃ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目		年度	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ処理	直営収集		7,338	7,382	7,241	7,012	7,044
	許可業者		2,883	3,075	3,124	2,987	2,879
	事業持込		471	529	407	435	372
	個人持込		306	320	331	296	372
	汚泥		61	49	51	44	52
	小計		11,059	11,355	11,154	10,774	10,719
不燃ごみ処理	直営収集		587	548	554	507	514
	許可業者		14	15	15	17	17
	事業持込		737	892	590	642	518
	個人持込		77	89	106	105	126
	焼却灰・スラグ		1,078	1,110	1,083	990	1,075
	金属等持出		-209	-273	-165	-47	-205
	小計		2,283	2,381	2,183	2,214	2,045
合計		13,342	13,736	13,337	12,988	12,764	

直営収集・・・市の地区収集量

許可業者・・・一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入量

事業持込・・・事業者の持込量

個人持込・・・個人の持込量

汚泥・・・浄化センターからの下水処理汚泥搬入量

焼却灰・・・クリーンセンターからの溶融飛灰持込量

金属等持出・・・不燃物最終処分場から業者への金属引渡り量

表 2.3. 資源ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目		年度	H23	H24	H25	H26	H27
かん類	スチール		46	20	31	26	10
	アルミ		31	31	54	42	49
	小計		77	51	85	68	59
びん類	カレット白		86	108	115	117	113
	カレット茶		100	105	99	106	94
	カレット雑		36	49	59	47	39
	リターナブル 本/t		31,530/29	27,034/25	21,100/19	26,486/23	22,446/20
	小計		251	287	291	293	266
その他	ペットボトル		81	75	82	82	75
	紙パック		3	2	3	3	3
	古着		43	35	46	44	49
	トレイ		7	1	10	1	7
	廃食油 ℓ/t		7,200/7	7,490/7	7,800/8	8,000/9	7,350/7
	古紙・ダンボール		508	409	591	522	565
	金属		154	208	225	245	216
	スラグ		0	0	0	0	0
	小計		803	737	964	906	922
合計		1,184	1,131	1,075	1,267	1,247	

表 2 4. 集団資源回収量の推移

(単位:t)

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27
紙 類		1,199	1,104	981	978	896
布 類		100	92	78	77	71
アルミ缶		6	6	5	5	4
牛乳パック		8	7	6	6	5
リターナブル本 本/t		3,958/4	7,594/6	5,033/4	5,601/4	4,530/4
合 計		1,317	1,215	1,073	1,070	980

表 2 5. ごみ処理量とリサイクル率の推移

① 総処理量

(単位:t)

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27
焼 却		11,060	11,355	11,154	10,774	10,719
埋 立		2,283	2,381	2,183	2,214	2,045
資源化		1,144	1,075	1,341	1,267	1,247
集団資源回収		1,317	1,215	1,073	1,070	980
合 計		15,804	16,026	15,751	15,325	14,991

② 一般廃棄物の処理量

(単位:t)

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27
焼 却		10,527	10,777	10,696	10,295	10,295
埋 立		406	379	587	582	452
資源化		1,144	1,075	1,341	1,341	1,247
集団資源回収		1,317	1,215	1,073	1,070	980
合 計		13,394	13,446	13,697	13,312	12,974

※ ¹ リサイクル率	18.4%	17.0%	17.6%	18.1%	17.2%
-----------------------	-------	-------	-------	-------	-------

※ 1. リサイクル率：資源化と集団資源回収の全体における割合

③ 家庭からのごみの処理量

(単位:t)

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27
焼 却		7,644	7,702	7,572	7,308	7,416
埋 立		392	364	574	589	452
資源化		1,144	1,075	1,341	1,267	1,247
集団資源回収		1,317	1,215	1,073	1,070	980
合 計		10,497	10,356	10,560	10,308	10,095

一人一日当りごみ量	708g	706g	728g	717g	713g
※ ² リサイクル率	23.4%	22.1%	22.9%	22.6%	22.1%

※ 2. リサイクル率：資源化と集団資源回収の全体における割合

3. 資源集団回収事業に対する奨励金交付状況

本市では、PTA等で実施している集団資源回収を促進するため、古紙・段ボール・紙パックの紙類に対して4.5円/kgの奨励金を交付しています。

表26. 集団資源回収量と奨励金交付額

年度	紙類回収量(t)	奨励金交付額(万円)	奨励金
H17	1,561	703	4.5円/kg
H18	1,482	667	
H19	1,477	665	
H20	1,463	658	
H21	1,355	609	
H22	1,316	592	
H23	1,207	543	
H24	1,104	497	
H25	981	441	
H26	978	440	
H27	896	406	

4. 生ごみ堆肥化装置に対する補助金交付状況

生ごみは、水分を多く含むため、焼却施設におけるエネルギー消費量を増加させてしまいます。本市では、コンポスト・電気式生ごみ処理機の購入に対する補助を行い、生ごみの堆肥化を促進しています。

表27. コンポスト・電気式生ごみ処理機の購入補助件数

(単位:円/基)

対象機器	年度	H23	H24	H25	H26	H27
コンポスト		33,800/8	30,400/9	43,400/12	20,000/6	23,000/8
電気式生ごみ処理機		180,000/9	100,000/5	160,000/8	280,000/14	220,000/11
合計		213,800/17	130,400/14	203,400/20	300,000/20	243,000/19

※ コンポスト購入補助(平成3年度～)：購入額の1/2を補助(限度額:5,000円)

※ 電気式生ごみ処理機購入補助(平成10年度～)：購入額の1/2を補助(限度額:20,000円)

※ 補助対象となる装置の限度数を1世帯につき1基から、コンポスト・電気式生ごみ処理機それぞれ1世帯につき1基へ変更(平成26年度～)

※ 補助対象となる装置を買い替える場合、すでに受けた交付決定日から5年を経過していれば、再度受給が可能(平成26年度～)